

熊本県福祉総合相談所心理判定課臨時職員募集について

熊本県福祉総合相談所心理判定課臨時職員を募集します

1 採用予定人数、業務内容及び勤務場所

予定人数	業務内容	勤務場所
1人程度	心理判定課事務補助	熊本県福祉総合相談所

2 受験資格

福祉に対する理解があり、パソコンの基本操作技術（ワード、エクセル等）を有する者

ただし、次のいずれかの事項に該当する方は受験できません。

- ・ 成年被後見人又は被保佐人（準禁治産者を含む）
- ・ 禁錮以上の刑に処せられ、その執行を終わるまで又はその執行を受けることがなくなるまでの者
- ・ 熊本県職員として懲戒免職の処分を受け、当該処分の日から2年を経過しない者
- ・ 日本国憲法の施行の日以後において、日本国憲法又はその下に成立した政府を暴力で破壊することを主張する政党その他の団体を結成し、又はこれに加入した者

3 勤務条件

(1)任用期間

試験後7日程度経過した日から令和元年（2019年）11月15日（金）まで

今回の募集は、非常勤職員の産前・産後休暇取得に伴うものであり、上記期間（非常勤職員の産前・産後休暇期間の全部または一部の期間）が基本ですが、出産日の関係または産休中の職員の体調、環境等により当初の任用期間が変動することがあります。

(2)勤務時間

月～金曜日 午前8時30分～午後5時15分（休日を除く）

(3)賃金

月額 6,190円

通勤手当相当額（支給要件あり）以外の手当等の支給はありません。

(4)社会保険等

健康保険、厚生年金保険及び雇用保険法及び介護保険法の定めるところによる。

(5)その他

他のアルバイト等との兼職はできません。

4 試験の日程等

(1)日時 : 随時実施（試験日については、応募者と協議して決定予定）

(2)場所 : 熊本県福祉総合相談所

(3)試験の方法 : 人物試験（個別面接による口述試験）

(4)合格発表 : 試験終了後7日以内。電話で連絡します。

5 採用の方法等

- (1) 合格者は、原則として採用します。
- (2) 現在、県の非常勤職員、臨時職員又は育休等代替職員である方も応募できます。
ただし、採用にあたっては、採用の時点において、県の機関の臨時又は県の非常勤の職を退職後、その任用期間に応じ2週間から6ヶ月間経過していることが必要です。

臨時又は非常勤の職の任用期間	経過期間
2ヶ月以内	2週間
2ヶ月を超え1年6ヶ月まで	1ヶ月
1年6ヶ月超	2ヶ月
3年を超える者	6ヶ月

6 応募の方法等

- (1) 応募書類
履歴書（写真添付） 職務経歴書、及び、ハローワークで交付される紹介状を郵送又は持参してください。
- (2) 受付期間
随時受付。持参の場合、午前8時30分から午後5時15分まで（土、日、祝日を除く）。

7 申込先・問い合わせ先

下記の担当までお問い合わせください。

〒861-8039 熊本市東区長嶺南2丁目3-3

熊本県福祉総合相談所 （電話番号 096-381-4420）

担当：心理判定課 中村ふみ 又は 北